ふくしま県北移住セミナー及び相談会事業実施業務委託
公募型企画プロポーザル募集要領

１　目的

首都圏等在住者を対象に、県北地域の仕事に係る情報等を発信する移住セミナーの開催及び管内の市町村と合同で相談会を開催することにより、県北管内の魅力を広く発信し、管内への移住のきっかけとなる興味・関心を高め、関係・移住・定住人口の拡大につなげる。

※県北地域：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

２　業務の概要

（１）業務名

ふくしま県北移住セミナー及び相談会事業実施業務

（２）業務内容

別紙「ふくしま県北移住セミナー及び相談会事業実施業務委託仕様書（案）」のとおり

（３）委託業務期間

委託契約締結の日から令和９年３月３１日（水）までの期間

（４）委託費の上限

１，１６６，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

３　プロポーザルに係る事項

（１）プロポーザル参加者の資格

本プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）は、以下に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

なお、複数の者がグループを構成し、共同提案することも可とするが、この場合は代表する者から企画提案書を提出するものとし、グループを構成する個々の者の参加者資格についても同様に取り扱う。

ア　福島県内に本社又は事務所・事業所を有し、県内で確実な業務遂行体制が確保されていること。

イ　委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。

ウ　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者でないこと。

エ　募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

オ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第４１条第１項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第３３条第１項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

カ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

（ア）役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店もしくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

（イ）暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

（ウ）役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

（エ）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

（オ）役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

キ　県税の滞納がないこと。

ク　消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

（２）募集要領等の入手方法

募集要領及び企画提案に係る様式については、福島県県北地方振興局のホームページからダウンロードして入手すること。窓口又は郵送等での配布は行わない。

４　質問書の受付

質問については、以下により受け付ける。

なお、本企画プロポーザルに関する事業説明会は実施しない。

（１）受付期間

令和８年１１月２０日（金）１２時まで(必着)

（２）提出方法

質問書(第１号様式)により、「１１　問合せ先及び参加申込書、企画提案書等の提出先」まで電子メールにより提出すること。件名は「ふくしま県北移住セミナー及び相談会事業実施業務に関する質問」とし、電話にて送付した旨の連絡を入れること。

なお、電話による質問の受付は行わない。

（３）回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、福島県県北地方振興局のホームページに令和８年１１月２５日（水）１７時までにその都度掲載する。

５　参加申込書の提出（必須）

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、「プロポーザル参加申込書」（第２号様式）を「１１　問合せ先及び参加申込書、企画提案書等の提出先」まで次により提出すること。

なお、この期限までに参加表申込書の提出がない者の企画提案は受け付けない。

（１）提出期限

令和８年１１月２７日（金）１７時まで（必着）

（２）提出方法

郵送、電子メール又は持参

※郵送による場合は、提出期限までに到着するように送付すること。

※持参による提出の受付時間は、月曜日～金曜日（祝日を除く。）の９時から１７時までとする。

（３）その他

参加申込書の提出をもって、本募集要領の記載内容を承諾したものとみなす。

６　企画提案書等の提出（必須）

企画提案書等は、次により「１１　問合せ先及び参加申込書、企画提案書等の提出先」まで提出すること。

（１）提出期限

令和８年１２月４日（金）１７時まで（必着）

（２）提出方法

郵送又は持参

※郵送による場合は、提出期限までに到着するように送付すること。

※持参による提出の受付時間は、月曜日～金曜日（祝日を除く。）の９時から１７時までとする。

（３）提出書類

別紙１「企画提案書作成要領」で定める書類及び部数を提出すること。

（４）企画提案書の作成に係る留意事項

ア　プロポーザル参加者がグループで申し込む場合は、グループを構成する団体が業務の実施上、果たす役割をそれぞれ明らかにすること。

イ　提出書類等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第５１号）に定める単位に限る。

ウ　提案の実現可能性を検討するために、必要に応じてプロポーザル参加者に対し、任意で追加資料の提出を求めることができる。

７ 企画提案書の提出に係る留意事項

（１）失格又は無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

ア　提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

イ　提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合

ウ　提出書類に不備があった場合

エ　２（４）に示す委託費の上限額を超える提案があった場合

オ　審査の公平性に影響を与える行為があった場合

カ　参加申込書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、プロポーザル参加者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合

キ　本募集要領に違反すると認められる場合

ク　その他、県が予め指示した事項に違反した場合

（２）複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書を提出できない。

（３）提出書類の変更及び返却

提出期限後の企画提案書の変更、差し替え若しくは再提出はできない。

また、提出書類は返却しない。

（４）辞退

参加申込書又は企画提案書を提出した後に、参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

（５）費用負担

プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とする。

（６）その他

提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例（平成１２年条例第５号）に基づく情報公開請求の対象となる。

８　プロポーザルの審査に関する事項

審査会を開催し、審査委員が提出された企画提案書等の評価を行い、委託契約候補者を選定する。

（１）審査会（プレゼンテーション）

審査会はオンラインで実施する。

ア　日時（予定）

令和８年１２月９日（水）※都合により変更となる場合がある。

時間等詳細については、別途連絡する。

イ　方法

プレゼンテーション（１５分以内）及び質疑応答（１０分以内）を実施する。

なお、プレゼンテーションにおいて説明に用いることができる資料は、提出した企画提案書のみとする。

（２）審査基準及び評価基準

別紙２「ふくしま県北移住セミナー及び相談会事業実施業務委託公募型企画プロポーザルにおける審査基準と評価基準」を参照すること。

（３）委託契約候補者の決定

審査委員は、審査基準の項目ごとに評価基準により評価点をつける。各審査委員の評価点を合計して総合得点を算出し、総合得点の最も高かった者を委託契約候補者（単独随意契約予定者）とし、それに次ぐ得点の者を次点者として決定する。

ただし、評価配点の上限（１００点）に審査委員数を乗じた評価配点合計の６０％以上

の合計点を得ていることを最低基準とする。

また、「パートナーシップ構築宣言」の登録企業の場合、前述の総合得点（１００点満点）に２点を加点する。（登録状況は「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトから確認する。）

なお、得点の最も高い者が２人以上あるときは、審査会において協議し、委託契約候補者及び次点者を決定する。

（４）結果の通知等

審査結果は、全てのプロポーザル参加者に通知するとともに、福島県県北地方振興局ホームページにおいて委託契約候補者を公表する。

なお、選定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して２週間（土、日曜日及び祝日を除く。）以内に、書面により選定されなかった理由についての説明を求めることができる。

また、その回答は書面が到達した日から起算して１０日以内に行い、その場合の回答は「説明請求者及び最優秀者の企業名と審査時の総得点」を公表するものとする。

９　契約手続等

（１）仕様書の協議

選定した委託契約候補者と県が協議し、委託契約に係る仕様書を確定した上で契約を締結する。

仕様書の内容は、委託契約候補者が提案した内容を基本とするが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と委託契約候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で仕様書を作成することがある。

（２）契約金額の決定

契約金額は協議結果より作成した仕様書に基づき、改めて見積書を徴取し決定する。

なお、見積金額は上限額を超えないものとする。

（３）その他

委託契約候補者と県との間で行う協議が整わない場合、又は委託契約候補者契約を辞退した場合は、次点者と協議するものとする。

10　公正なプロポーザルの確保について

（１）プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（２）プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と提案内容に関する相談を行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

（３）プロポーザル参加者は、委託契約候補者の決定前に、他のプロポーザル参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。

（４）プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動をなすなどの場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロ

ポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

１１　問合せ先及び参加申込書、企画提案書等の提出先

〒９６０－８６７０　福島県福島市杉妻町２番１６号
福島県県北地方振興局企画商工部（担当:丹治）
電 話:０２４－５２１－２６５７ FAX:０２４－５２１－２８５３
E-mail: iju-kenpoku@pref.fukushima.lg.jp

１２　スケジュール

項目	日程
公募開始	令和８年１１月１６日（月）
質問受付	令和８年１１月２０日（金）１２時まで
質問回答	令和８年１１月２５日（水）１７時までに随時
プロポーザル参加表明期間	令和８年１１月２７日（金）１７時まで
企画提案書提出期間	令和８年１２月　４日（金）１７時まで（必着）
審査の実施	令和８年１２月　９日（水）
審査結果通知	令和８年１２月１０日（木）以降
契約締結	令和８年１２月１０日（木）以降